

村方の古文書を読む

1、史料①「以書付奉申上候（質渡世開業二付）」 【野中家No.3705】

（1）野中家文書について

野中家は、中山道熊谷宿から北に1里半（約6 km）ほどに位置した、幡羅郡中奈良村（現熊谷市）の名主。野中家代々が名主をはじめ組合惣代として幅広く活動したため、伝来する文書も多く、助郷（街道の交通を支えるための人足）をはじめ、堰・治水関係など、多様な文書8,230点が県立文書館に寄託されている。

（2）テキストについて

江戸時代では、村で何か問題が発生した、あるいは何かを願い出る際は、名主を通じて役人など上役へと上申を行っていた。そうした文書の書出は「乍恐以書付…」 「以書付…」といった文言から始まり、嘉永6年（1853）6月、上中条村の年寄・八兵衛が同村の名主らを通じて質屋渡世の開業を願い出た際の文書である本テキストもその例に漏れない。

本文書が記された時代は、文政10年（1827）に農村支配の再建・強化のために幕府が行った「御取締筋御改革」（文政の改革）の最中にあたる。この改革によって関東八カ国の一定の地域の村々が束ねられて「改革組合村」が結成された。風紀の取締り、治安強化のため、幕領・私領を問わずに編成されたことで、幕府からの指示を村々に早々に伝達することが可能であった。特に、農民の副業である農間余業は調査取締りの対象となった。

野中家では、十代目彦兵衛定直が弘化4年（1848）から万延元年（1860）まで、組合村のとりまとめである改革組合大惣代を勤めており、傘下にあった村々を管理する立場にあった。

（3）語句について

- ・中奈良村… J R 高崎線籠原駅から東に4 kmほどのところに位置した。幕領と複数の旗本による相給（1つの村を複数の領主で知行すること）であり、一時川越藩も同村の一部を領した。現在も大字として中奈良が残る。
- ・土井大炊頭… 下総国古河藩藩主土井利則（1831－1891）のこと。
- ・上中条村… J R 高崎線熊谷駅から北に5 kmほどいった、荒川と利根川の間あたりに位置した。はじめは幕府領であったが、のちに忍藩と複数の旗本の相給となった。忍藩領分は、のち川越領、継いで古河藩領となる。文政の改革により、熊谷宿を寄場（組合村にて中心となる村など）として、荒川を挟んで熊谷宿南組合、北組合に編成された。中奈良村、上中条村とも北組合に属した（小組合では別組合となる）。現在も大字として上中条が残る。
- ・渡世… とせい。生業ないしは稼業を示す。
- ・農間質屋… 江戸時代、農民は農業を専業とすることが定められていた。近世後期になると、農間余業と称して商業・手工業を行う農民が増加した。農民が農業から離れることによる生産の縮小、農村の荒廃を防ぐため、文政の改革では制限の対象となっていた。
- ・故障… 差障りがあること。
- ・御奥印… 主として証明のために、その文書の末尾に署名する際に捺す印判。
- ・小林左治兵衛… 上中条村を領する旗本の一人。小林氏は、明和7年（1770）以後に同村を知行した。

- ・^{くさか}日下色之丞…上中条村を領する旗本の一人。日下氏は、正保年間（1645～1648）の頃から同村を知行した。
- ・御取締筋御惣代中…組合村をとりまとめる大惣代・小惣代のこと。文政の改革によって、近隣の村々は幕領・藩領等に関わらずおよそ45ヶ村を目安に「改革組合村」として編成された。これを大組合とし、さらに大組合は複数の小組合によって構成される。小組合から小惣代が選出され、そのなかから大惣代数名が選ばれて運営にあたった。

【組合村を通した支配の流れ】

勘定奉行－関東取締出役－大惣代（大組合）－小惣代（小組合）－村役人－村民

2、史料②「離別状之事」【平山（小）家No.1336】

（1）平山（小）家文書について

平山（小）家は、大里郡^{ひのくち}樋口村（現熊谷市）の村役人として江戸時代を通じて村政を支えた。その祖は、源平合戦に参陣した平山左衛門^{のじょうすえしげ}尉季重と伝えられ、『新編武蔵風土記稿』にも、本氏を平山として、新井を名乗っていたこと、先祖新井豊後守が深谷上杉氏の上杉実盛^{さねもり}に仕えてのちに帰農したことなどが記されている。現在も遺る平山家には堀・土塁など戦国時代からの居館の趣きが残されており、茅葺造の屋敷「平山家住宅」は現在国の重要文化財に指定されている。

平山（小）家文書には、年貢などに係わるもののほか、^{まぐさば}秣場・^{いりあいち}入会地などの論争、鷹場に関するものなどがあり、近現代資料とあわせて2,026点が県立文書館に収蔵されている。

（2）テキストについて

本テキストは、「離縁状」、いわゆる^{みくだりはん}「三行半」のこと。名前のとおり、3行半で書かれているものが多いが、2行から6行程度のものまで、そのバリエーションには様々あった。

離縁状は一般的に簡素な文章で、「離縁をする」との離婚文言と、「再婚を許可する」との再婚許可文言が記された。

江戸時代では、基本的に夫側から妻側に発行される文書によって離縁がなされたが、妻側も^{かけこみ}駈込寺（群馬県太田市の満徳寺、神奈川県鎌倉市の東慶寺が有名）による縁切りや、実家を介して離縁に持ち込むなどの方法を有していた。

（3）語句について

- ・樋口村…県北部の大里郡南端、荒川の右岸に位置する。村名は荒川から取水する「樋」があったことに由来する。
- ・文久元…1861年。干支は辛酉。
- ・^{つめいん}爪印…文書には印判を押印したものが多いが、なかには爪に墨をつけて捺したものもみられ、これを爪印と呼ぶ。実際に爪に墨をつけたもののほか、筆で爪型に書いたものも多い。